

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考値）について

令和7年3月から適用する適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸農政局の運用として下表のとおり参考として公表いたします。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

（参考値）

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

	石 工	タ イ ル 工
新潟県	28,300	24,600
富山県	30,000	25,500
石川県	30,400	25,800
福井県	35,900	24,700

※（ ）については「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」掲載値